平成２８年９月小郡市農業委員会総会議事録

１．開催日時　　平成２８年９月９日（金）　　午後２時　開会

２．開催場所　　小郡市役所　南別館３階会議室

３．議事日程

第１　議事録署名人の指名

第２　議案第１号　　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第２号　　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について

議案第３号　　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について

議案第４号　　農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）

報告第１号　　農地法第１８条第６項の規定による届出について

４．会議に出席した委員（２０名）

１番	草場　學	３番	中村　洋子
５番	重松　淳一	６番	山田　武二
７番	坂田　俊博	８番	髙松　昭夫
９番	能塚　美鶴	１０番	田中　浩
１１番	熊手　久雄	１２番	寺﨑　昇
１３番	井手　博幸	１５番	大中　弘毅
１６番	武下　博俊	１７番	藤井　豊志
１８番	寺﨑　廣喜	１９番	永利　昇
２０番	栁　文子	２１番	永利　春雄
２２番	草場　小夜子	２３番	久光　悟

５．会議に欠席した委員（３名）

２番	後藤　感二	４番	平山　政之
１４番	白水　隆資		

６．会議に出席した事務局職員（４名）

○議長　ただいまの出席委員は２０名で委員定足数に達しております。なお平山委員、後藤委員、白水委員より欠席届が出ています。よって、平成２８年９月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願い致します。

○議長　日程第１、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、８番　髙松（たかまつ）　昭夫（てるお）　委員、９番　能塚（のうつか）　美鶴（みつる）　委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

○議長　これより日程第２議案の審議を行います。議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について１件　を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局　それでは、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の１ページをご覧ください。番号１は下岩田地内の畑１筆です。

（図面で場所の説明）

譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第３条第２項各号には該当しないため問題はないと思われます。

なお、先月開催しました御原地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長　事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第１分科会へお願いしておりましたので、第１分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第１分科会長　ご報告いたします。議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、第１分科会で慎重に審査した結果、本件贈与につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長　ただいま、第１分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

（質問意見なし）

○議長　許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長　全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長　次に、議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について、２件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局　それでは、議案書の２ページをお願いします。議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号１は、力武地内の田１筆です。一般個人住宅を建築するために申請があったものです。

（図面で場所の説明）

当該申請地は、第１種農地に該当しますが、集落に接続して住宅を建築される計画となっており、代替地の検討もなされているため例外規定に該当し、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われます。

次に番号２は、力武地内の田１筆です。露天貸駐車場に転用するために申請があったものです。

（図面で場所の説明）

当該申請地は、南側の前面道路に上下水道管が埋設されており、また概ね 500m 以内に複数の医療施設が存在するので第３種農地に該当し原則許可できます。立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われます。　なお、番号１及び番号２につきましては、先月開催しました三国地区会議において了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長　事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第２分科会へお願いしておりましたので、第２分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第２分科会長　ご報告いたします。議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について、第２分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長　ただいま、第２分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

（質問、意見なし）

○議長　議案第２号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長　全員賛成でございますので、議案第２号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長　次に、議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対

する意見について、１件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局　それでは、議案書の３ページをお願いします。議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号１は、八坂地内の畑１筆です。一般個人住宅を建築するために申請があったものです。

（図面で場所の説明）

当該申請地は、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない第２種農地に該当し、また代替地の検討もなされております。よって立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われます。

なお、先月開催しました味坂地区会議において了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長　事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第２分科会へお願いしておりましたので、第２分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第２分科会長　ご報告いたします。議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、第２分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長　ただいま、第２分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

（質問、意見なし）

○議長　議案第３号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長　全員賛成でございますので、議案第３号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長　続きまして、議案第４号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について　所有権移転１件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局　それでは、議案書の４ページをお願いします。議案第４号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、提案理由のご説明を申し上げす。

番号１は古飯地区内の田１筆です。経営規模縮小のため福岡県農業振興推進機構へ売り渡すものです。

（価格、場所の説明）

なお、先月開催しました御原地区会議に於いても了承を頂いております。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長　それでは、事前審査を第３分科会にお願いしておりましたが、第３分科会長よりご報告をお願いします。

○第３分科会長　ご報告いたします。議案第４号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について　の所有権移転１件につきまして、第３分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長　ただいま、第３分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

（質問意見なし）

○議長　本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長　全員賛成ですので議案第４号は原案通り承認いたします。

○議長　それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。報告事項１件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局　それでは、議案書の５ページをご覧ください。報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による届出１件につきまして報告いたします。

番号１は古飯地内の田１筆で売買のための解約です。

届出地の表示及び貸主借主・解約をした日につきましては記載のとおりであり、説明を割愛いたします。以上でございます。

○議長　事務局から報告が終わりましたが、報告事項１件につきまして何かご質問はありませんか。

（質問意見なし）

○議長　以上で本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして９月小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

平成２８年９月９日（金）　午後　２時２０分閉会